

資料3

# 福祉のまちづくり検討小委員会の設置について

兵庫県 まちづくり部 都市政策課

# 福祉のまちづくり検討小委員会の設置

## 1 設置目的

- 新たな社会潮流を踏まえて、「福祉のまちづくり基本方針」の改定内容の検討を実施

## 2 設置の考え方

- まちづくり審議会の部会として小委員会を設置
- まちづくり審議会の委員及び特別委員で構成し、専門分野のバランスに配慮して人選を行う

## 3 委員(案)

氏名	所属・職	区分	備考
北川 博巳	近畿大学総合社会学部 准教授	まち審委員	公共交通
柳 尚吾	関西学院大学建築学部 准教授	まち審委員	建築
糟谷 佐紀	神戸学院大学 総合リハビリテーション学部 教授	特別委員	福祉住環境
高尾 絹代	兵庫県身体障害者福祉協会 副理事長	特別委員	障害者支援
今津 由雄	一般社団法人神戸経済同友会 まちづくり委員会 委員長	特別委員	経済実務

# 改定スケジュール(案)

	R7年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
まちづくり 審議会		● 第1回										● 第2回 ○ 答申
福まち検討 小委員会			● 第1回		● 第2回			● 第3回		● 第4回		
兵庫県		○ 諮問							↔ パブリックコメント			政策会議 ● 改定・公表 ★

## [各会の議題(想定)]

### ■まちづくり審議会(第1回) : 諮問及び小委員会の設置

□小委員会(第1回) : 実施状況説明、改定の論点

□小委員会(第2回) : 改定の方向性(案)

□小委員会(第3回) : 改正素案(パブコメ案)の確定

□小委員会(第4回) : パブコメ意見対応・改定(答申)案確定

### ■まちづくり審議会(第2回) : 答申

## 福祉のまちづくり検討小委員会設置要綱（案）

### （設置）

第1条 福祉のまちづくり基本方針の改定に向けた検討を行うため、まちづくり審議会規則（平成11年兵庫県規則第76号。以下「規則」という。）第7条第1項の規定に基づくまちづくり審議会の部会として、福祉のまちづくり検討小委員会（以下「小委員会」という。）を置く。

### （所掌事項）

第2条 小委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 福祉のまちづくり基本方針の改定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、福祉のまちづくり施策の推進に関する重要事項に関すること。

### （委員長）

第3条 小委員会における規則第7条第3項の部会長は、委員長とする。

2 委員長は、小委員会において調査審議した結果を審議会に報告するものとする。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員又は専門委員が、その職務を代理する。

### （会議の招集等）

第4条 会議の招集等については、まちづくり審議会運営規程第2条から第6条までの規定を準用する。

### （補則）

第5条 この要綱に定めるもののほか、小委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

## 附 則

### （施行期日）

1 この要綱は、令和7年5月 日から施行する。

### （この要綱の失効）

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。